

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行（金庫）を支払人および支払場所とする手形または小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限ります。</u></p> <p>② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第3条（本人振込み）</p> <p>①当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p><u>②振込金の受入れの際に、当金庫は取引内容に関する資料の提示等の手続きを求むることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとします。これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>③当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>①小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当金庫の判断により当座勘定から支払いを拒絶することがあります。</u></p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第3条（本人振込み）</p> <p>①当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>②当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>第7条（手形、小切手の支払い）</p> <p>①小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(追加)</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。</p> <p>④<u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p>⑥<u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑦<u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手</u></p> <p>第16条（成年後見人等の届出）</p> <p>①<u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>②<u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。</u></p> <p>③<u>すでに、補助・保佐・後見が開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。</u></p> <p>④<u>前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>(追加)</u> を確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払いをしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>⑤前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><b>第17条</b> (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により、当金庫に画像として送信されたものを含まず)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により、当金庫に画像として送信されたものを含まず)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p><b>第18条</b> (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>① 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>第16条</b> (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(追加)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(追加)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p><b>第17条</b> (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>① 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり(削除)</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u></p> <p>② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>第19条</u> (線引き小切手の取扱い)</p> <p>① 線引き小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	<p><u>第18条</u> (線引き小切手の取扱い)</p> <p>① 線引き小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u></p> <p>② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>
<p><u>第20条</u> (自己取引手形等の取扱い)</p>	<p><u>第19条</u> (自己取引手形等の取扱い)</p>
<p><u>第21条</u> (利息)</p>	<p><u>第20条</u> (利息)</p>
<p><u>第22条</u> (残高の報告)</p>	<p><u>第21条</u> (残高の報告)</p>
<p><u>第23条</u> (譲渡、質入れの禁止)</p>	<p><u>第22条</u> (譲渡、質入れの禁止)</p>
<p><u>第24条</u> (反社会的勢力との取引謝絶)</p> <p><u>この当座勘定は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第25条</u> (取引等の制限・謝絶)</p> <p>① <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>② <u>前項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>リング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>③前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>第26条 (解約)</u></p> <p>①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p><u>②前項のほか、次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></li> <li><u>2. この預金の預金者が前記第23条に違反した場合</u></li> <li><u>3. この預金者が日本国内外の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用またはそのおそれがあると認められる場合</u></li> <li><u>4. 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当金庫が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合</u></li> <li><u>5. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座解約を必要と判断した場合</u></li> </ol> <p><u>③前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによ</u></p>	<p><u>第23条 (解約)</u></p> <p>①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>りこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により、当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p><u>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>2. 本人（または代理人等）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>3. 本人（または代理人等）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E. その他 A から D に準ずる行為</u></p> <p><u>④当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>	<p><u>②当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p>⑤手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p><u>第27条</u> (取引終了後の処理)</p> <p><u>第28条</u> (手形交換所規則による取扱い)</p> <p><u>第29条</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p><u>この預金は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。)の適用対象です。当行は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。</u></p> <p>① <u>払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと (当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。)</u></p> <p>② <u>手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと (当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りります。)</u></p> <p>③ <u>本人等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」という。)の対象になっている場合に限りります。)</u></p> <p>1. <u>公告の対象となる預金であるかの該当性</u></p> <p>2. <u>預金等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</u></p> <p>④ <u>本人等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと (当金庫が把握できる場合に限りります。)</u></p> <p><u>第30条</u> (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>① <u>この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p>	<p>③手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p><u>第24条</u> (取引終了後の処理)</p> <p><u>第25条</u> (手形交換所規則による取扱い)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>1.第 29 条に掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p><u>2.将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p> <p><u>3.当金庫が本人等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が本人に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち いずれか遅い日までに通知が本人の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。</u></p> <p><u>4.この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p><u>② 第 1 項 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします</u></p> <p><u>1.預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）</u></p> <p><u>2.この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日</u></p> <p><u>3.法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われていないことが確定した日</u></p> <p><u>第 31 条（休眠預金等代替金に関する取扱い）</u></p> <p><u>①この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p><u>②前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>預金者は、当金庫に 対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p><u>③ 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用 法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任 します。</u></p> <p><u>1.この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または 当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</u></p> <p><u>2.この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求 が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り ます。）</u></p> <p><u>3.この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押え また は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p><u>4.この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>④ 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による 休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p><u>1.当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委 託を受けていること</u></p> <p><u>2.この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払 への請求 に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の 支払を請求する こと</u></p> <p><u>3.前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預 金債権 を取得する方法によって支払うこと</u></p> <p><u>第 3 2 条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>	<p><u>第 2 6 条</u>（個人情報センターへの登録）（削除）</p> <p><u>第 2 7 条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>第33条 (規定の変更)</u>  <u>①本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>  <u>②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(付属) 小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。  <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は当座勘定から支払いません。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(付属) 約束手形用法</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所支払期日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。<u>2026年9月30日までに振り出してください。</u>住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(付属) 小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、(削除)</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(付属) 約束手形用法</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所支払期日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。<u>(追加)</u> 住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「一般当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p>(付属) 為替手形用法</p> <p>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所支払期日などを明確に記入してください。<u>2026年9月30日までに振り出してください。</u>住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>(付属) 為替手形用法</p> <p>3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所支払期日などを明確に記入してください。<u>(追加)</u> 住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>

「(専) 当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限りま</u>す。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第7条 (手形の支払い)</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）</u>があります。</p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きを</u>してください。</p> <p>第8条 (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出して</u>ください。</p> <p>(2) <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡して</u>ください。</p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付</u>します。</p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は</u>交付しません。</p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か</u>月を経過</p>	<p>第1条 (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第7条 (手形の支払い)</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</p> <p>第8条 (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。<u>(追加)</u></p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「(専) 当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>した場合は返却を求めることができないものとします。</u>  <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第14条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第15条 (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第21条 (解約)</p> <p>(1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。<u>ただし、当金庫に対する</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第14条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(追加)</u> を届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙 <u>(追加)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第15条 (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を <u>できるかぎり (削除)</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第21条 (解約)</p> <p>(1) この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。<u>(追加)</u></p>

「(専) 当座勘定規定」 新旧対照表

新	旧
<p><u>解約の通知は書面によるものとします。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第24条</u> (成年後見人等の届出)</p> <p><u>第25条</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(付属) 約束手形用法</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所支払期日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。<u>2026年9月30日までに振り出してください。</u>住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>第24条 (個人信用情報センターへの登録)</u>  <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間 (ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u>  <u>(1) 差押、仮差押、支払い停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき</u>  <u>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>  <u>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき</u></p> <p><u>第25条</u> (成年後見人等の届出)</p> <p><u>第26条</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(付属) 約束手形用法</p> <p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所支払期日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。<u>(追加)</u>住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「普通預金規定」 新旧対照表

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p><u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限り。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

※改定箇所のみ記載し、下線部分が今回の改定箇所です。

「貯蓄預金規定」 新旧対照表

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限ります。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「納税準備預金規定」 新旧対照表

新	旧
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限ります。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「新型積立定期預金規定」 新旧対照表

新	旧
<p>1. (預金の預入れ等)</p> <p>(3) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券により当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は、必ずこの通帳を持参して下さい。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は2026年9月30日までに振り出されたものに限りま</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. (預金の預入れ等)</p> <p>(3) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券により当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は、必ずこの通帳を持参して下さい。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>